

水害検証特別議録

甲・丙・丁	大分類 F	中分類 01	委員会		
	(永)	10	5	3	1
議長	事務局長	局長補佐	庶務係長	会議係長	係

【第18回】

開会	平成28年5月18日(水)午後1:34		閉会	同 午後3:31
場所	庁議室			
出席委員	①金子晃久 ②関優嗣 ③遠藤章江 ④大澤清 ⑤中島亨一 ⑥中村安雄 ⑦中村博美 ⑧水野昇 ⑨寺田洋 ⑩堀越道男 ⑪茂田信三			
欠席委員				
委員外議員	風野議長			
案件等説明のため出席した者	なし			
事務局員	齊藤事務局長、古谷補佐、小島係長、倉金書記			
署名	委員長 中村安雄	担当書記 同上		
案件	○検証報告の取りまとめについて			

開 会 11時44分

○委員長 数名の方が傍聴においていただいてますんで、許可をしてございます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは会議に入りますんでよろしくお願ひします。

前回までですね、17回、今回18回目の会議ということになるわけですが、本日最終的な会議ということになると思います。前回の話し合い、まだ提言とか要望事項の中で皆さんからのご意見がありまして、文面を、修正をさせていただいたわけですが、皆さんのお手元に配布をされている内容が、その修正案でございます。赤字は、これは抹消してございますが、青字で書いたのが修正した内容の文面でございます。これらを一応事務局説明していただきて、これにもとづいて了解を得られれば、最終報告書を皆さんにお配りをしていきたいというふうに思います。そういうことでひとつ大変でも事務局のほうで修正した部分等について報告してください。

○古谷補佐 はい。それではお手元の資料をご覧いただきたいと思います。報告書抜粋提言・要望事項ということで、前回提言・要望事項について中身を協議いただきまして、文言等直すところを、先ほど委員長からあったとおり、赤字が削除、青字が追加訂正したところでございます。

まず水害についての提言・要望事項(1)大幅な防災計画の見直しのマルの一番下ですね、こちら赤い部分を削除しまして、市民に向けて災害時の行動・心得等の講習会の実施や自主防災組織の立ち上げ、育成を市が積極的に推進し、市と連携した災害対応訓練、土のうの作り方・積み方・要援護者への対応等、を実施するなどをして、市民の防災意識の向上に努めることです。

続きまして(2)鬼怒川堤防の強化。こちらでは中段以降ですけども、今後も築堤工事に当っては、川裏法面部の補強を考慮した工法を採用するなどし、堤防強化については、市が国・県と連携をして更なる整備を進めること。

続きまして(3)八間堀川の水害対策強化。こちらは後半の部分ですが、災害時に鬼怒川や小貝川への排水機能を高める等の対策を含めて、一括で管理できる体制を構築すること、ということで直しましたので、ご協議いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 はい。ただいま事務局から説明がありました。これらがですね、皆さんからのご意見がありましたものを、このような形で修正をさせていただいたということで、ご提案を申し上げます。以上の内容で了解が得られればですね、報告書をプリントして、きょう皆さんのお手元に配布をし、ご検討いただくということで、お配りしたいというふうに思います。ただいまのこの内容については、前回お話がありましたものを修正したことありますから。いかがでしょうか。その内容的ことで、何かご意見ありますか。

○堀越委員 はい。

○委員長 はい、堀越委員。

○堀越委員 提案された内容については、この前も論議の中でやったわけですから、以上了解したいというふうに私は思っています。その上で、ですね、全体をこう見た

ときにですね、鬼怒川堤防の問題のところでというか、今回の水害の大きな原因っていうのは、水害が拡大し非常なあれになったというのは、堤防の破壊ですよね。当然堤防の整備の問題がこの検証委員会でも論議されまして、いろいろ出たと思うんです。当然そうなりますと、堤防の整備率の問題が論議されたということで、まあ私も水害の会と一緒に5月11日に国会へ行って話聞いてきたんですが、下流部はどこらまでやったのかと言ったら、小絹だけなんですね。42年になるんですよね。昭和48年に計画水位高を決めたということで、そのときの栃木県と茨城県は大差なかった。50%40%ぐらいの整備率だったんだけども、その48年以降が動きが茨城は17.4%。そして栃木が62.7%ということで、非常に鬼怒川の改修率の問題、構造問題、要するに鬼怒川っていうのは上流が広くて700メーターもあって、下流が300メーター、しかも低いということで、滝のように落ちるというのはもう間違いない話ですよね。その堤防を要するに40年かけても遅々として進んでなかつたと。下流部といいながらも、下流部はやっているといつても、結果的には小絹の一部ぐらいしかやってなかつたということで、こういう問題についてやはり国の責任、国土交通省の問題っていうのはやっぱりあるんじゃないかというように思うんで、この問題はやはりひとつ鬼怒川の堤防の中に入れて、国の責任の問題を、一文やるべきじゃないかというふうに改めて思うんですが、そういう点はどうでしょうかね。例えば、こういう文章です。国は今回の水害を自然現象に責任転嫁をせず、これまでの整備計画の不備、遅れについて反省すべきであると。この一文を入れたいというふうに思うんですが、どうですか。

○委員長 今堀越委員言われましたように、確かに今回のこの水害があったことによりまして、整備率がはっきりしたんですね。それまでは、本来であれば下流から整備をするのが堤防の改修の建前のやり方の大事なところなんだということを言われておりましたが、今言われましたように上流の改修率が高くて、下流が約17%ぐらいしか改修されてなかつたということであれば、当然これは確かな堤防の決壊というようなことにもつながってくることは当然だというふうに思います。今の文面ですね、これをこの検証委員会の文に入れるべきであろうというのが堀越委員さんの提案なんですが、いかがでしょう。もう一度ちょっとここの部分だけ。

○堀越委員 国は今回の水害を自然現象に責任転嫁をせず、要するにいっぱいくつからなったんだなんていう話なんかありますね、そうじゃなくて、これまでの整備計画の不備、遅れについて反省すべきであると。簡単に言つたらそういうことですね。

○委員長 どうですか。

○中村委員 すいません。

○委員長 はい。中村委員。

○中村委員 反省すべきであるっていうのだけ入れて、それで終わってしまうんですか。それこそ終わってしまうんだったら、別に出した意味がないんじゃないかと思うんですけど。反省すべきではある。

○堀越委員 たがら、それはそうすると今後の整備計画は早期に完全を期すことというふうになりますかね。

○委員長 どうですか。それだけでは済まないだろうっていうのが中村委員の…。

○中村委員 上三坂なんかはもともとから堤防高が低くて…。

○堀越委員 低かったわけですよね。そういうことですよ。

○中村委員 そのために決壊したんだろうって、遊水地にしていたんだろうなんていう話は、皆さん地元の人はそう思っているんだけど。でも、国交省にそれを言ったときに計画段階であったので、何も手つかずではなかったので、国には責任はないということで、皆さんは国とはもう戦わないということも決めたわけですよね。上三坂の人たちはね。だから、そこで反省すべきであると入れても、反省すべきであるから、その後は何かあるんですかって期待しちゃうよね。

○委員長 だけど、被害者の会としてはそうじゃない形とっているんじゃないですか。

○堀越委員 国の責任で常総市に謝罪するということね。これはね。

○委員長 謝罪することが、国はするかしないかの話になりますよ。それね。おそらくそれは訴訟問題につながってくるかわからないですが、大変その辺は微妙なところなのかなと思うんですがね。いかがですか。その文面を入れる、入れない話で、それだけでは何か意味がないだろうという発言も今あったわけなんですがね。はい、水野委員。

○水野委員 私は今の意見に異論申し上げるわけではありませんけども、この経過を踏ましたときに、若宮戸は無堤地区だったわけだよね。あれなんかもいろいろな問題が国・県とあわせて審議会か何かやったよね。何回か。その中でも整理できなかつたというのは、国一つの落ち度だと私は思っているんですよね。だから、そういうことも踏ましたときに、いろいろな意見があったとしてもね。それで太陽パネルやったときも、うちの議長なんかちゃんと質問しても、法的な問題もあって、なかなか指導できなかつたということもあったようですけども、そういうのを踏ましたときに、やはり無堤防とか何か、決壊は、これは、調査は歩いているんですが、堤防の上をね。そのときは堀越先輩の<聞き取り不能>工程のあれ見てもね、低かったんですよ。あそこらはね。だから、せっかくここへ調査まで毎月のように歩いているんですから、何年に1回か堤防の沈下でも何でも、今後はやってもらえることもあわせてちゃんと明記しておいたほうが、私はいいのかなというふうに思ってますけども、その文言については皆さんの意見を聞いてまとめていただければというふうに思っています。

○委員長 堀越委員の今の文面に付け加えていけば、文面そのものは成り立ちますよね。どうですか。中村委員さん。

○中村委員 そうですね。

○委員長 そこだけで終わったんでは、意味がないだろうという話でしょ。それ。どうですか、堀越さん。

○堀越委員 いいですね。それでね。あわせてやったら結構ですよ。はい。

○中村委員 謝罪を求めるしたら、それこそ落ち度認めて。

○委員長 うん。謝罪を。そういうことになる。

○中村委員 賠償金。

○委員長 うん。そういうことになりますね。

○中村委員 賠償金。くださいっていうことになっちゃいます。もう。ほんとはもう上三坂の人みんなそれを言いたいんですよね。

○委員長 うん。そう、それを望んでいるよね。

○中村委員 ところが裁判っていいたら、20年も30年もすぐかかっちゃって、そんなことじや、自分だけはもちろん子どもの代もだめだろうから、そういうのは断念するっていうふうに皆さんおっしゃっているんですよね。それでまとまっているんですね。まとまっているっていうか、1軒や2軒が国と裁判起こしますなんてやつたって、それは無理ですよね。だから、その長に立つのは市長だから、市長が上三坂の人たちと決壊した人たち皆さんとその裁判の長になってくださいって言っても、市長はそんなのは全然考えてないっていうことだったし、そうすると流失の人たちだけで裁判を国とやるのかっていうことになったときに、さんは話はまとまなかつたから。今の文面を出すとしたら、そこで終わっちゃったんだつたら、なんか…。

○委員長 謝罪をするくらいならね、補償もしなきゃならない話になってきますよ。それは当然、認めるわけですから。ちゃんとね。このことが悪いがために堤防が決壊したんだということになりますからね。何で私たちが前から堤防の築堤を急げとか言ったことにも関わらず、つくってないっていうのはどういうわけだということになりますからね。そういうことになる可能性は。

○中村委員 日曜日ちょっとまたま県北の男性の方と話す機会があって、県北の方が、大変でしたねって、あれは人災でしたねっておっしゃったんです。年配のお仕事きちんと就いてらっしゃる方がね、人災でしたねっておっしゃって、やっぱり堤防の整備がなされてなかつたっていうことは、県内の人もきっとそんなふうに見てらっしゃる方がいたんだなと思っていましたんですけどね。

○委員長 堤防の築堤工事がそんな遅れていたということは、水害があって初めてそれ皆さんもわかったんですよね。それまではそんなことになっているというふうには思っていませんからね。誰もがね。

○中村委員 その文面を入れることに反対はしているわけじゃないんですけど。もし入れるとしたら、そんなのではなくて、もっと、途中で終わるようなのじゃなくて、もっと。

○委員長 どうですか、こちらの席の皆さん、どなたか。

○金子委員 文面欲しいんですけど。打ってきてもらってください。ぜひ。もしあれだったら皆さんにコピーください。これ。

○堀越委員 上のやつはまとめたやつなんですが、下の見ても余計なのが入っているから。

○委員長 はい、寺田さん。

○寺田委員 今の堀越さんのなんですが、水害原因の検証事実というここには、それは入れていいと思いますね。これで始まってこういう数字もはっきり出ているわけですから。下流からやるというのも実際確かめられたわけですから。この要望事項に関しては、鬼怒川堤防の強化っていうことで、それは出ているんですが、こっちの検証事実のほうでそれがないんで、こちらには今の堀越さんの文面、ほんとそのままの現

実の事実の文面はやっぱりどこかに入れておいてほうがいい。実際に勉強したことなんで。わかったことなんで、それは入れておくほうがいいと思います。

○委員長 その文言は入ってないですからね。ほかにはね。入ってないですね。改修率が60数%，下流が17%っていう数字入ってないですよね。でも、これは今回の国交省からの話でもって、内容的なことが明らかになったわけですからね。これは当然おかしくないですよね。改修がされてないわけですから、水害になる可能性は大きいわけですよ。それだけね。

○寺田委員 それはだから、検証経緯の事実というとこには、その文言を入れておかしくない。入れるべきじゃないかとは思いますね。

○委員長 じゃ、今プリントしてきますからね。それをどういうふうにして検証事実の中に記載していくかということですね。はい、そのほか何かないですか。

○遠藤委員 事実のほうに入れるとなると、やっぱり謝罪を求めるというのは残念ながら応えることはできないですよね。

○堀越委員 うんうん。だよね。

○遠藤委員 その辺ちょっと文言整理して、やっていたらと思います。

○委員長 国交省は今回の水害を自然現象に責任転嫁をせず、これまでの整備計画の不備、遅れについて反省すべきである。謝罪するっていう、こっちで入れることは可能だよね。これはね。謝罪するかしないかはね。相手の態度とするならね。

○堀越委員 検証委員会は裁判団体ではありませんから、検証したということで感想を入れるということだろうと思うんですよね。

○委員長 17%と60何%近いんでは、まさに遅れたことは認めざるを得ないわけですからね。認めてるわけですよ。国はね。このことについては。

○堀越委員 初めて今回わかったっていうことですよね。我々ね。

○委員長 そういうことですね。上流が62.何%でした。

○堀越委員 62.7。

○委員長 62.7. 下流が17。

○堀越委員 17.4%。

○委員長 下流がこういったことだったから、水害になったんだというようなことですよね。現実的には。

○寺田委員 それは検証事実のほうに該当部位じゃないかとは思いますよね。

○委員長 文面はどうなんですか。この文面そのものは。パーセント入れるべき、そうすると。

○寺田委員 数字を入れて。

○金子委員 僕も寺田さんと同じ意見です。国への反省や謝罪を求めるものに対しては、結局その整備というものは、堤防がなかったというか、自然堤防だったところ、そういうのはありますけど、結局全くない状態ではなく、そこをどんどん技術革新であったり、時代のあれによってどんどん整備をしていく。じゃ、もし鬼怒川が何も整備がされてない状態で大量の雨が降って氾濫に、もしそこに至った、要はもし何もない状態か、どんどん整備をしていく段階でもし起こったとしても、それもまた

それじゃ反省を求めるんですかっていうことになるわけでしゃないですか。1回もう堤防を、昔の、といいますか、堤防がつくってあって、それに更に強化をしようと国の施策で進めてきているような状態の中で、じゃそれが1年ですぐ完成する、はつきり言ってそれは非現実的だと思いますよ。そこでそれをすべて国に転嫁をして謝罪を求める…、反省は確かにいろいろ見直し、今後の治水行政の見直しを求めるっていうことならば、いいかも知れませんけど、そこに対して強く言う必要が果たしてあるだろうかというのは、私は思いました。寺田さんがおっしゃるように、やはり伊藤さんを呼んできたところの頃に、詳細に堤防の整備率のこととはおっしゃっていますし、それを今回の事実に関して、若宮戸、三坂、八間堀っていうふうに、ここでしか書いてないので、全体の総括として、私は寺田議員のおっしゃるような形の事実を堤防の整備率ということで載せればいいのかなというふうに考えてはおります。

○委員長 まあ要するに、国は下流の部分から本来であれば改修すべきものが、下流が改修されてないで、上流が改修されていたということが一番課題になってくるんだよな。この問題のあれは。

○金子委員 ただ委員長、それはこの前伊藤所長がおっしゃっていて、栃木側で堤防をやったというわけではなく、下を掘ってやってものを整備率というふうに解釈をするならばそうかも知れない。ただ、堤防を強化したわけではないというような説明もありました。そこは事実として我々も認識すべきかと思います。

○委員長 あまりにもね、ハンデが大きいですよね。上流と下流との差はね。極端ですから。だから、せめて下流側からやるべきだということを言っておきながら、予算は今回水害があったから、600億もの予算がついたわけであってね。普通では到底こんなことは。水害がなければ予算はつかないですよね。

○堀越委員 計画的にみますと、三坂方面は20年から30年のスパンで計画をすると書いてある。若宮戸は、一切計画性はありません。鬼怒川治水計画はね。これはなかったんです。ほんとに。それで進んでいたんです。今回緊急プロジェクトになって、改めてそこが5年間とか6年間ということでなったわけなんですが。それで我々被害受けているわけですから、ただ単に一言で済まされる問題じゃないんじゃないかということなんですよ。

○委員長 そうしますと、だからね、これ文面を入れる部分をどこまでどういうふうに入れますか。このパーセンテージもはつきりしているということで、このパーセンテージに対して納得がいかないことがあるとしても。

○中島委員 いいですか。

○委員長 はいはい。

○中島委員 これ入れるって決まったんですか。

○委員長 いやいや。入れるということであればという話なんだよ。中島委員。

○中島委員 感情的になると、確かに決壊したり越水したところがこういうふうな問題起こしたわけだけども、現実には堤防が整備されてなくて起きたんじゃなくて、あくまでもこの破堤に関しては、越水によって破堤したと。それがもうはつきり現実的にわかっているわけですよね。整備されてなくてそれが破堤の原因になったんだった

ら、これははつきりそういうふうな形でね、謝罪しろと言えるんだけども、実際は堤防があつて、その堤防の上を越水した水が川裏を削っていったと。それによって破堤しているわけですよ。これも堤防の決壊の大半がそういう越水破堤なんですよ。それに対してね、整備してなかつたのならば、確かに整備不良だと。車でいう整備不良と一緒にですよ。でも整備はされていたと。堤防はあつたと。だけども越水破堤に対する対策がなされてなかつたので、こっちの文面にもきちんと川裏法面に関する強化をすべきだということ書いてあるわけです。だから、これに関してはね、こういう謝罪をどうのこうのって入れてもね、意味はないんじゃないかと。もう一つ、若宮戸に関してもね、無堤だっていうことは確かなんですよ。昔、豊岡も無堤だったんですよ。古い橋のところね。そこも国交省からね、その当時は建設省ですけど、建設省から無堤ですよっていうことが指摘されていたわけです。鬼怒川に無堤地帯がその当時6つあつたとか10あつたとかいう話は聞いていたんです。そのうちの無堤地帯に対してそのまま放置していいんですかと。たまたまその年に台風が来てね、大変な状況になつたわけです。あらまし水が入つて来ちゃうんじやないかと。まあ途中まで来たんですけどね。それを採石とかいろんな物でとめて、そのあと請願を私起こしたんです。請願を起こして、きちんと市を通して河川局にね、堤防を築堤してくださいよと。ところが民地が入るわけですよね。民地が。民地が入るんで、きちんと請願しないと堤防できないんですよ。若宮戸も民地入つてますよ。きちんと。だから、民地をほんとに何とかしたいということでね、しっかりと計画して河川局に言つていかないと、なかなか民地に対して国がどうのこうの、できないと思うんですよね。ですから、そういうことを含めてきちんと整備する計画をね、やってくださいっていう要望ならわかるんだけども、いきなり破堤したのは国の整備がおかしい、だから謝罪しろといつても、これは通らないんじゃないかなと。やっぱりきちんと理論立てて、こういう法面の整備がきちんとしてないから越水して破堤したんだと。これはけさも私ちょっと京都大学の論文を少し見ていたんですよ。やっぱり、破堤の原因の大半は越水んですよ。要するに天端を越した水が、越水した水が川裏の法面を削っちゃうんです。それが大きな破堤の原因なんです。大半がそれだということで載つていました。だから、やっぱりそういうことに対するきちんとした要望を行つべきだというふうに私は思います。ですから、謝罪求めるとかそういうこと言ったとしても、今中村委員が言ったように、10年20年国と戦うのかと。戦つても子や孫の代になつても結論出ないと。そんなことをやつているよりは、きちんと早く整備してくださいよと。そういうことが起きないような整備して下さいってことを要望していったほうが、より現実的ではないかというふうに考えます。

○委員長 はい。この文面も修正文面の中に、この2番の鬼怒川堤防の強化の中に入っているのは、川裏法面部の強化を考慮し、という文面入つてますよね。だから、越水したときにやはり削り取られることが破堤の原因だということは明かになつてるとすれば、これ以外のやり方はないんだよね。このようなことで整備がさればすぐに決壊するということは、一定の時間はこれで戻ることになりますが。まあこれは44.3キロだったかな、というような堤防のある茨城県の距離感もあります

が、そういった面でこういった内容のものでやれれば、これは石崎さんっていう専門家の意見もやっぱり同じだったですよね。この意見はね。だから、ここにその理由が入っているわけですよ。一応はね。

○中島委員 そういう専門家の意見を聞いて、川裏法面の強化をすべきだと。確かにいろんな原因があるわけですよ。パイピングによる破堤、それから洗掘による破堤、それから今回みたいな越水による破堤と。いろいろありますけども、大半は越水による破堤なんです。だから、それをいかにして補強していくかっていうことをしっかりと国に求めていくと。これが、我々ができる要望だろうと。そういうふうに私は思うんです。確かに石崎さんが言ったアーマー・レバーっていうね、要するにすべて法面を強化するために覆ってしまうっていう方法も一つありますけども、とにかく何らかの形で川裏の法面を強化する方法を国に対しては、要望していくのが先決であろうというふうに考えます。

○委員長 今中島委員が言っていることだとすれば、この文面なんですよ。まさにそれは。だから、こういったその…、堀越委員さん、どうですか。この文面のことを今回の中に記載をして、入れようとして、今様々な意見が出たわけですが。

○堀越委員 だから、最低ね、その事実経過として、さっき寺田君が言ったように、この間の、堤防の遅れ、無堤防の放置については、やっぱり書く必要はあるだろうというふうに思いますね。

○委員長 謝罪という形を…。じゃ、いいんですか。それは。

○寺田委員 検証事実のほうに僕は入れようって言っているんですね。要望のほうに入れようとは私言ってないんで。

○中島委員 いいですか。今堀越さん言った文面の中の、今回の水害を自然現象、線状降水帯っていうそういうふうな気象条件があって、それによって水害が発生したんじゃないというふうな、あの…。

○委員長 捉え方。

○中島委員 そういうことで言っているんじゃなくて、要するに自然現象で起きたんだというふうなことを国が言っているとしたら、確かにそれだけじゃないんだろうと。だから、それは責任転嫁しないでやっぱりきちんとそういうふうな整備計画は今後も進めて欲しいっていうことは、これは載せてもいいと思うんですよ。ただ、謝罪しろとかそういうこと言っても、それはまた別問題だろうと。私はそう思うんですよ。

○委員長 じゃあ、堀越さん、そういったことの意見が今出ましたが、謝罪の文面は削除してよろしいですか。そういう形では。今内容的な部分について謝罪をしろと言っても、これは謝罪イコール損害賠償の問題とか、そういう訴訟の問題とかっていうことになるというようなことも、一応は考えなきやならないと思いますが。謝罪はおそらくしないと思いますよ。なかなかね。国交省にそれを訴えたとしてもね。その辺は、こちらはそういう気持ちで対応してもらいたいというのが、こちらの被害者の立場であれば、そういうふうな念願もあるというふうに思いますが、その辺ですね。これを決めていただかないと報告書が完成しませんので。こここの部分だけちょっとはっきりしていただきたいんです。

○金子委員 いいですか。

○委員長 はい。

○金子委員 ただ文面の文字等のいろんなご意見あるとしても、私はこれを訴えるべきことはあると思っていまして、このような水害の悲劇を受けた自治体が発信できることは、やはり今後の国の治水政策に対して全国的に同じような、例えば遅れたり、整備状況だったりっていうものは、もしそのような遅れが発生しているような状況があるかも知れない。精査すれば。そういうものに対して我々と同じような悲劇を及ぼさないような治水政策をしっかりと見直していくくださいっていう、この思いは込めてもいいような気がいたします。

○委員長 だから、その内容は、謝罪をしなさいの部分はカットしていったらいいんじゃないですか。その部分は。いいですか。はい。

○中村委員 謝罪をしなくとも、堀越さん、今後の堤防整備の早期完成を期すといふんだけど、今600億円弱をかけて、私から言うと罪滅ぼしのように、上三坂だけは6月中になんてね。これやっていますよね。現実にやっているんだけど、この万全というのにはもっと何かあるんですか。

○堀越委員 まあこれは早期に、そのことの思いですね。

○中村委員 まあでも、上三坂6月まで。大体5年計画でやるということで、これは達成している…。

○堀越委員 達成している。ほかもまたどこも越水しているところもあるし、弱いところっていうのはね。片方が強化されれば、更に今の状況の中では相当数が越水しているわけですから。前の4メーターの高さはね。ほとんどですからね。ということもあって、だから全国的なそういう検証なんだっていうことのものが、我々の検証委員会としては思いになるかなというふうに思っています。

○委員長 今各委員から話が出ましたが、やはり文面的なもので修正を一部この文面に対して数字的なパーセンテージを入れていくとかね、そういうことの必要性があると。今までそれについては、パーセントは入っていませんからね。今までではね。だけど、はっきりした数字がそういったことで国交省から報告されている情報はね。それは下流側としては納得いかないと思いますよね。今回の600億の中で95%にも及ぶ改修率になりますよというようなこと言われていますから。実際にどれだけになるかは完成してみなきや、それは、結果は出ないと思いますが。そういうことは口頭の中では発言はされていますからね。じゃあ、寺田さんね、寺田委員の言われた内容で…。

○寺田委員 あとはもう一つ、堀越さんもおっしゃったように、上流のほうが遙かに広い。栃木県のほうが、川幅が。やっぱり検証事実でわかっていることなんで、それも入れて欲しいと思います。

○委員長 川幅をどういうふうにするかは…。

○寺田委員 それがあるんで余計に下のほうを本当は改修しなくちゃならないっていうのもあると思うで。

○委員長 一番下流のほうは守谷のほうなんですが、守谷のほうは意外と水害に遭う

ような事態にならないんですよね。むしろこの上流の水海道とか石下のほうにしづ寄せが来ているんです。地盤が高いですから。堤防じゃないですからね。あそこはね。鹿小路のどこに堤防が一部ありますかね。じゃあ、そういうことで数字的なことの。事務局で、どこのどこでどうやつたら一番、その<聞き取り不能>話になってくるんですが。62.7と17.4の改修率の話ですよ。

○齊藤事務局長 よろしいですか。

○委員長 はい。

○齊藤事務局長 今の話ですと、河川の堤防整備率のギャップですね、その数字を前回決定した検証事実の中に盛り込むかということと、先ほど金子委員さんがおっしゃったように、今回の常総市のそういったギャップによって、今回大きな被害が及んだというのを、全国的に繰り返さないというような文言がやっぱり私もよろしいのかなというふうに思うんですが、その辺は、これは検証じゃなくて、提言のほうに検証結果に対応した提言という形で入れたほうがよろしいのかなと思います。そうなりますと、ちょっとここですぐに文言をつくって、これでいいかっていうようには、ちょっとできませんので。若干暫時休憩なりしていただいて、皆さんにちょっと文言を精査していただかないと、ちょっと難しいのかなと思います。

○委員長 じゃあ、文言だけきちんと決めていただいて、暫時休憩しますから。そういうことでいってください。

○中島委員 暫時休憩してから。

○委員長 暫時休憩してからのほうがいいや。じゃあね。暫時休憩します。それでは原案を作るまでしばらくお待ちください。

休 憩 14時10分

再 開 14時35分

○委員長 はい、休憩を閉じまして再開をさせていただきます。先ほどご意見をいたいたものについて、これらをうちでもって修正をさせていただいたものをご配布してございます。ここ部分だけよろしいですか。事務局でやってください。

○古谷補佐 はい、わかりました。それではお手元の報告書抜粋検証事実をご確認ください。こちらは先ほど検証事実のほうに堤防整備率を入れるということでございましたので、前回河川事務所の所長の発言の中のものをまとめたものでございます。従前の堤防整備計画の堤防整備率は、茨城県で40%，栃木県で50%であったが、昭和48年の改定により、茨城県は10%を切る状況で、栃木県が60%近い整備率となっていた。その後堤防整備を進め、現在の堤防整備率は、茨城県が17.4%となっていた。以上でございます。その後、提言・要望事項ですね。こちらの一番下のその他に入れました。国土交通省においては、現在進める河川整備計画において、今回の常総市の水害の実態を十分に検証した上で、全国的に未整備の危険箇所の把握に努め、水害の防止に向けた万全な治水対策の実施を望む。以上でございます。

○委員長 はい。ただいま説明がありました。というような内容で。今こういった

修正案出しましたから、これでよろしいものなんですかね。いかがですか。よろしいですか。

○寺田委員 いいんですけど、茨城県、栃木県、茨城県、栃木県って書いてあったんで、最後もやっぱり茨城県、栃木県ってやっぱり入れて欲しいんですね。

○委員長 最後に。茨城県が17.4じゃなくて。

○古谷補佐 会議の中では栃木県の数字は申してなかつたので。ちょっと数字の確認ができない。

○寺田委員 出たんじゃなかつたっけ。60何%っていう数字は。63%だっけ。

○委員長 栃木県はね、さつきは、話は60何%ですか。

○古谷補佐 再度会議録のほうを確認しまして、数字があればこの後に載せます。

○委員長 さつき62.何%っていう話出たよね。

○堀越委員 62.7ですよ。

○委員長 62.7か。

○寺田委員 そしたら、それも一応。

○委員長 茨城県の17.4と、両方の数字が見やすいから、そのほうがはつきりするということですね。

○金子委員 議事録だと60%に近い状況しか言ってないですね。

○寺田委員 ああ、そうですか。

○委員長 ああ、そうか。じゃ、どうなんですか。この栃木県で60%近い整備率となっていたということで、いいんですか。議事録のほうの内容で。正確な内容だと62.7%。

○金子委員 知っていますから、そこは解釈しちゃってもいいような気がしますけど。

○委員長 どっちかにしてくださいよ。

○寺田委員 ここまで2つ書いたら、最後1つっていうのはおかしいでしょ。

○委員長 栃木も入れればいいということだな。

<不規則発言多数>

○委員長 じゃあ、その数字だけ入れてくださいよ。栃木県。

○古谷補佐 62.7%。

○委員長 うん。62.7%。

○水野委員 間違いないのか。間違ったら大変だよ。

○倉金書記 会議録を見てみないと、なんとも。

○金子委員 会議録には載ってない。載ってない。

○委員長 載ってないんだろ、これは。60%なんだ。

○閔委員 60何.何%っていう細かい数字は載ってない。

○委員長 細かい数字は載ってない。

○寺田委員 でも、所長の説明のときは63っていう数字は聞いたような気はするんだよね。

○金子委員 どこか、検証委員会ではないですよ。全協だったかな。

○寺田委員 何かのときに所長、数字は出したよね。

- 堀越委員 全協だね。
- 寺田委員 何かのときに数字は出ましたよね。
- 堀越委員 全協のとき。
- 関委員 違うところで言ったんで、この検証委員会の説明の中では言っていない。
- 寺田委員 検証委員会で60何%は言っているんで、まあ63っていうのは違うとこで言ったかも知れないけど、別にここに書くのは全然問題ないと思うんですけどね。
- 金子委員 正確な数字じゃないとまずい。
- 水野委員 まずいな。
- 関委員 あちこちの会議のやつで言ったやつを持って来られちゃうんだったら、全く意味がないものになっちゃうんで、ここの中で出ているか、出でないかっていうところでの話のほうがいいような気がしますけど。
- 寺田委員 でも、60何%言っているわけだから。
- 関委員 この会議で言ったか言わないかっていうところだと思うんです。
- 寺田委員 いやいや、違う、違う。じやなくて、ちゃんと向こうに確かめればいいだけの話だから。向こうは数字出しているわけだから。
- 委員長 じゃ、それ事務局どうなんだって、このパーセントの話は。
- 水野委員 座長、確認してから、ちゃんと明記するならば、しておいたほうがいいですよ。
- 委員長 これが遅れると、報告できないもんですから。それをできればはつきりしたいですね。検証委員会の中で発言があった数字ですからね。言っていない。国交省の伊藤所長が来たときに、話がその具体的な内容の数字が出てきたかどうかだよね。
- 寺田委員 わかりました。じゃあ、結構です。
- 委員長 ないものを、というかね、あんまりあやふやでも困るわけですから。その辺なんですか。ありましたか。
- 倉金書記 いや。
- 委員長 ない。
- 倉金書記 ちょっとないです。
- 中島委員 60数%でいいでしょう。
- 寺田委員 じゃあ、60数%って書いてください。それは間違いないよね。
- 委員長 栃木が60数%か。という数字を入れれば、茨城が17.4%の小数点以下の数字も入れたほうがいいですか。
- 中島委員 それがいくわけでしょ。17.4%の。だから60数%でいいでしょう。比較対照できればいいんだもん。これだけ遅れていますよって。
- 委員長 60%近い整備率となっていたということは、60%に満たなかつたっていうことだろうよ、これは。
- 寺田委員 いや、60数%ですよね。
- 中島委員 60数%ですよ。
- 委員長 60%近い整備率ということだよ。ここに。この表現の仕方。
- 堀越委員 前でしょう。昭和48年。

○委員長 前のときはそうだったということだな。その後、60%台。60数%か。

○金子委員 ただね、これね、60数%とも言ってないんですよ。検証委員会の中では。

○関委員 60%に近い状況。

○金子委員 それがその前の状況。その後の状況は何も言ってない。

○委員長 じゃあ、17.4%止まりでしようがないんじゃないじゃない。そうだったら。

○寺田委員 しようがないね。

○委員長 大幅な差はあるよね。確かにね。

○金子委員 我々で改訂しちゃってもしようがないですから。

○委員長 じゃあ、この数字で了解してください。

○金子委員 はい。

○委員長 よろしいですね。<「はい。」と呼ぶ者あり>はい。それで了解ということで、これで報告書できますね。報告書できるまでの間、再度暫時休憩を10分か、15分します。

○遠藤委員 もう終わりですか。

○委員長 報告書できますから。

○遠藤委員 まだ何点かは…。

○委員長 ああ、そうか。はいはい。じゃ、どうぞ。

○遠藤委員 一つ気になったのが、第12回のときの23ページ中17ページのところの伊藤所長の発言のところで、内水被害について触れているんですよね。1時の時点で八間堀排水機場のポンプを停止したと。停止することによって内水被害が発生するというおそれがあることは通常考えられることでありますので、市への連絡の際にもその旨はお伝えしてございますっていう発言あるんですよ。そうすると、やはりこの部分というのは、連絡の伝達の部分では非常に重要だと思うんですよね。内水被害があるということに常総市が気付いてなかった。対応が遅れたということは、やっぱりこれ示していることだと思うんです。ポンプをとめれば当然八間堀川の水は溢れるということは国交省としては市に伝えたと。しかし、市が内水被害に対しての、例えば樋管を閉めるなり、排水機場、小貝川のポンプを回すなりの作業を怠ったということを示す証言ではないかと思うんですね。17ページ。12回目の17ページです。

○委員長 12回のやつだよね。

○遠藤委員 はい。そうすると、通常水害というのは外水のほうにばかり目がいっていいるんですけども、内水被害というのもも予測しなければならなかつたという点で、これはきちんと国が市に報告していると。それに対して適切な対処がなされなかつたということは、これは明らかなんではないかと思うんですね。

○委員長 これは伊藤所長からの発言だからね。それが受け止められなかつたという。

○遠藤委員 ですから、今回は上流からの越水や堤防決壊による水害だけではなく、内水被害っていうのがやっぱり注目される水害でありますから、やはりその内水被害についてもひとつ触れておいたほうがいいんではないかと思いますね。特に八間堀川の内水被害について。

○委員長 八間堀川についてはね、今説明があつたように非常に早い時間帯で決壊をしたというようなことも、大きい理由の一つなんですが。あれが、本流の水が来る前に、小貝川の水が、小貝川が決壊したというような事態になって…。

○金子委員 えつ。

○委員長 でしようよ。

○中島委員 本流の水ですよ。

○委員長 本流の水ですか、あれは。

○中島委員 そうです。本流の。外水です。

○委員長 じゃあ、12時頃満水になつたっていう水がそうなの。

○中島委員 外水が八間堀を通つて入つて来たの。ストローになつた。ストロー。三坂沖で八間堀の堤防の上を、水を通つていた。だから、その八間堀の水路を通つて入つて来た。だから、ストローになつちやつた。

○遠藤委員 ですから一つ言えることは、内水被害が発生するということが国から連絡があつた。午後1時の時点で、それに対する対処というものがとられなかつたっていうことは事実ですよね。樋管閉めることもしなかつたし。あとは適切に江連八間土地改良区に対してポンプを回すような指示もしなかつた。

○委員長 ということは、内水被害に対応することができないことに対するあれですね。文面ですね、それはね。どういった文面。内容用意しますか。内水被害が予測できたにも関わらず…

○遠藤委員 予測といふか、国交省のほうから連絡した、その旨はお伝えしてございますって書いてあるんです。伊藤所長の発言でね。伝えたと。内水被害が発生することは伝えたと。それが1時の時点。それから大体八間堀の南側辺りが一体に逆流したというのが大体午後3時半から4時ぐらいの間から、どんどんどんどん水が溢れてきたんで。

○委員長 じゃ、内水被害については国交省の指導にも関わらずということになるわけですね。

○遠藤委員 はい。

○委員長 うん。それに応じてないわけですから。

○遠藤委員 はい。

○中島委員 樋管の管理。樋管の管理。

○委員長 樋管の管理が滞っていたわけだ、そうすると、それは。

○中島委員 だから、八間堀川が…。だからね、通常であれば八間堀川へ樋管を通して落としていたわけです。生活雑排水もすべて。雨水も。樋管を管理しているのは市だから、市がその樋管を管理していたんだけども、それちゃんと閉まってないから、そこから逆流して側溝に全部入っちゃつたわけです。そこから噴き出している。全部。

○委員長 どういう表現にすればいいんだろ。それな。

○堀越委員 それはこの意見書の8ページの八間堀川越水決壊氾濫の欄に書いてあると思うんですが。

○金子委員 意見書。

○堀越委員 あの、報告書の内容の中にそれは、八間堀樋管を開いたことによる逆流等で旧水海道市街地において、一度目の浸水が起こり、その後溢水と決壊した大量の流水が流れ込み、二度目の更に深い浸水が起ったというようにここには載っているんです。

○金子委員 遠藤さんがおっしゃりたいのって、ちゃんと国からやっていて、市のほうがわかつていなかつたっていうことでしょ。

○遠藤委員 そうです。要するに提言として国交省のほうから内水被害が予測されることの連絡があつたにも関わらず、適切な対応ができなかつたっていうことです。

○中島委員 管理体制ができてないっていうんでしょ。

○遠藤委員 はい。そうです。ひいてはいろいろ検証した中で、樋管の管理ができてなかつたっていうことも検証されていますけども、まず堤防決壊のほうに目がいってしまって、通常洪水の場合は内水被害っていうのにも目を向けたほうがいいっていうような、水害サミット等ではそういう提言もありますから。やはりこの部分っていうのは記載しておいたほうがいいんではないかと思いますね。内水被害もある。必ずそれも予測すると。

○金子委員 これ、あれじゃないですか。その検証事実の市役所と災害対策本部のところに、国交省からホットラインというのが追加されたじゃないですか。それと同列に、例えば内水、もし書くのであればそこなのかなというふうに思うんですけど。

○委員長 どうなんだろ、そのところ。今遠藤委員さんから話がありました、内水被害があったことに対して行政側が、まあ対策本部だよね、対策本部が対応できなかつたということでしょ。それは。ですよね。

○遠藤委員 はい。

・ ・ ・ 風野議長退出時間 ・ ・ ・

○委員長 議長、長い間お付き合いいたしましたが。

○風野議長 大変いろいろと勉強させていただきました、ありがとうございました。どうぞひとつまとめということでございますので、しっかりと皆さんでご意見を調整していただきまして、きちんとしたものにしていただきたいと思っています。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○委員長 議長のほうへ提出をさせていただきます。よろしくどうぞお願ひします。ご苦労さんでした。ありがとうございました。

・ ・ ・ 風野議長退出 ・ ・ ・

○委員長 その他ございますか。今の最終報告書の文言の。よろしいですか。

○中島委員 その他ならいっぱいありますよ。

○委員長 いや、いや、報告書つくるまでに。報告書きょう中に仕上げようとしているわけですから。それだから意見を出してもらったわけですから。修正しなさいっていうところは修正してきたんですが、また違った意見がきょうは幾つか出たわけですから、それらに対して今度また再修正を加えたわけですよ。15分くらい時間を取っていただかないとできませんから。暫時休憩します。

休 憩 14時55分
再 開 15時25分

○委員長 はい、休憩を閉じまして再開いたします。皆さんのお手元に先ほど八間堀関係の内容の修正案が出されましたので、それについて修正がされたものを皆さんにお配りしたところでございます。はい、お願ひします。

○古谷補佐 はい。それでは皆さまお手元にお配りました資料をご覧いただきたいと思います。中段のところに青字であります、先ほど協議いただいた内容です。八間堀排水機場のポンプの停止による内水被害が発生するおそれがあるとの情報提供が国土交通省からあったにも関わらず、市の災害対策本部は対応を講じなかった。という1文を入れました。

○委員長 はい。以上今説明申し上げましたが、これの内容でよろしいですね。いかがでしょう。じゃあ、これでよろしいということでありまして。報告書のすべてを皆さんにお配りしますので、お受け取りください。何ページになりますか。これ14ページにわたって報告書が完成をしたということでございます。じゃあ、お手元に報告書の案をお配りしてございます。これらについて事務局からご説明申し上げますのでよろしくお願ひします。

○古谷補佐 はい。それでは、前回にもお配りしました特別委員会の報告書についての案ということです。先ほどいろいろご協議いただいた内容をすべて反映させたものとなっております。1ページ目、2枚をめくっていただくと1ページ目に特別委員会の設置及びその組織が入っております。2ページ目には委員会の設置の目的ですね、こちらが掲載されております。これも以前にご説明したとおりでございます。そのあとこの横書きになっているのは、これまで18回行った会議の経過の内容が一覧となっております。例えば執行部へどんな質問を出したとか、国土交通省へどんな質問事項を出したとか、そういったのも掲載してございます。最終のページが、8ページですか、8ページに第18回ということで本日の内容を記載してございます。内容のほうですが、協議内容のほう、前回検討した提言・要望について訂正・削除された部分の確認を行い、了承を得たという形になっております。このあとこの報告書の案を最終確認いただいて、5月定例会議において報告を行うということを、このあとご協議いただいて、議長のほうへ報告書を提出するというような内容が記載されてございます。9ページから14ページまでは、先ほど検証事実や提言・要望等の訂正ですね。あと文言の追加、こういったものが反映されている内容となっておりますので、よろしくお願ひいたします。最後の14ページに、最後に以上18回に及ぶ委員会の協議を経て、今回の報告をまとめました。水害についての提言・要望事項に掲げました内容をご理解の上、市の更なる復興とともに今後起こり得る災害に対して、被災した当市だからこそ、実効性のある災害対策の計画を構築していただければと存じます。またここまでに至る各関係者からの貴重なご意見、ご提言をいただきましたことを、心から感謝と敬意を表し、特別委員会の最終報告といたします。ということで結んであります。以上でございます。あと、文言中身の誤字とか、もしこのあと見直していただい

て、ありましたら、すぐご連絡いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長　はい。結構な内容、事務局お骨折りいただきありがとうございました。お蔭さんで議会に間に合うこの時期に完成がしましたこと、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。報道機関の皆さんについても、いろんな意味で関心を持っていたいたしたこと、感謝を申し上げます。こういったことがないように、国も対応をいだたくような堤防の改修率を高めるということの予算も600億の予算がついた。これは水害があったからこそ、こういうことの結果が出たところでありますんで、今後二度と繰り返すことがないようにといつても、この天候とか異常気象についてはどうにもならないところがあるというふうに思います。日本列島、災害列島と言ってもおかしくないぐらい、6年に1回災害が繰り返されているというふうなことも言われております。いろんな意味でこういったことがないことを望んで、この報告書の最終内容の会議を終わらせていただきたいと思います。今、これを実際にご覧いただきたいですね、ここで全部更にということでもなかなか大変だと思いますんで。おそらく今まで、これは積み上げてきた内容をこののような形でもってまとめてきた内容でありますから、これらは問題ないというふうに思いますが、ご理解をいただきたいというふうに思います。ということで、この報告書が完成をすることに至りました。大変ありがとうございました。では、それでよろしいですか。じゃあ、18回にわたりまして長い間皆さんの貴重なご意見、誠にありがとうございました。18回ということで、最終日にこの結果は議会において報告をさせていただいて終了させていただきます。大変誠にありがとうございました。

閉　会　11時50分